

内部通報制度

組織におけるコンプライアンス
経営強化のための有効な手段

を整備しましょう!

2020年6月に公益通報者保護法が改正され、2022年6月1日から、従業員数^(※)が300人を超える事業者には、内部通報に適切に対応するために必要な体制の整備(窓口設置、調査、是正措置等)が義務化されました。なお、従業員数300人以下の事業者は努力義務となっております。

(※)従業員数には、アルバイト、契約社員、非正規社員、派遣労働者等を含みます。

内部通報制度とは

企業内部の問題を知る従業員から、経営上のリスクに係る情報を可及的早期に入手し、情報提供者である従業員の保護を徹底しつつ、未然・早期に問題把握と是正を図る仕組みです。

目的

自浄作用の発揮とコンプライアンス経営を推進し、顧客への安全・安心な製品・役務の提供と企業価値の維持・向上を図ることです。

リスクの早期発見
早期対応ができる!

事業者にとって、通報に適切に対応し、リスクの早期把握および自浄作用の向上を図ることにより、企業価値および社会的信用を向上させることができます。

分かりやすく解説した 動画ができました!

内部通報制度

～会社と仲間を見守るために～

内部通報制度などの公益通報者保護制度を事業者向けに分かりやすく解説した動画です。(約25分)

You Tube「徳島県チャンネル」内部通報制度



こちらで検索!

スマホはこちらの
二次元コードから!

内部通報制度

～会社と仲間を見守るために～

内部通報制度の整備をご検討の事業者の方へ

徳島県経営者協会では、内部通報制度の整備に向けた支援を行っています。

内部通報窓口設置に関する事業者への支援

- 事業所の規模や業種に適した体制づくりの提案
- 内部規程作成等の支援
- 従業員への周知・説明

公益通報者保護制度に関する研修会等の実施



↓ 下記窓口までお気軽にご相談ください! ↓

相談・支援
窓口

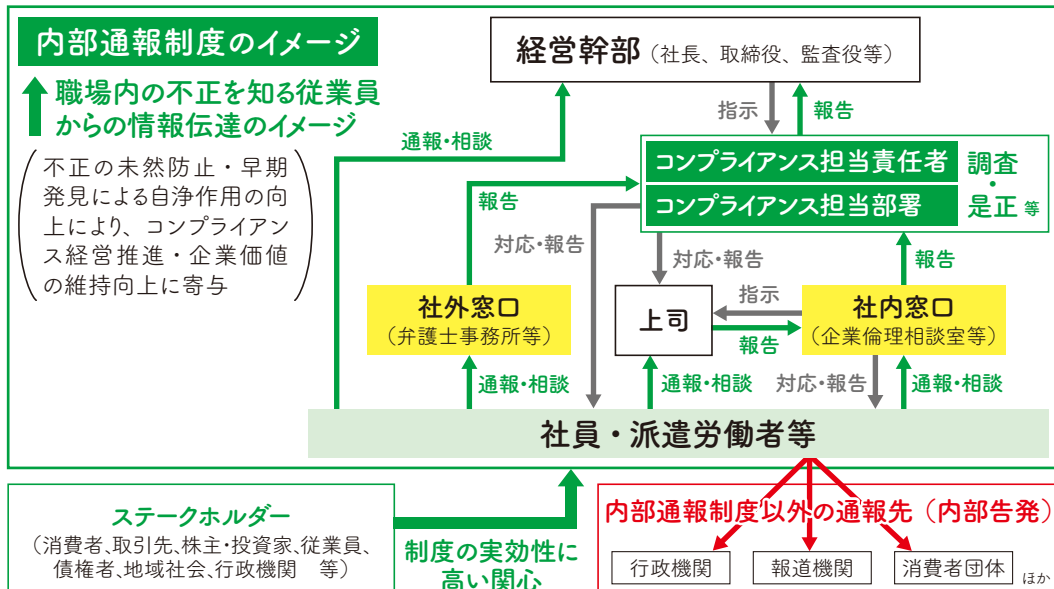
徳島県経営者協会コンプライアンス経営強化推進センター(徳島県委託事業)

〒770-0865 徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館(KIZUNAプラザ)3階 徳島県経営者協会内

TEL.088-635-8477 月曜日～金曜日(祝日を除く) 9:00～17:00 FAX.088-635-8497 Email:comp-t-keikyo@ca.pikara.ne.jp

内部通報に適切に対応するために必要な 窓口設置、調査、是正措置等の整備をしましょう!

「内部通報制度」窓口イメージ



内部告発と内部通報の違い

内部告発

従業員・職員などが、組織内における法令違反、不祥事、社会に害を与えるような違法行為や不正行為などを、行政機関、消費者団体、マスコミなどの外部に対して情報を提供すること

↑ 企業・組織として対応することは難しい

内部通報

従業員・職員などが、法令違反、規則違反や不正行為や疑問などを組織内部の窓口に対して、匿名または実名で相談・通報すること

↑ 企業・組織として対応できる余地がある

内部通報制度の整備フロー

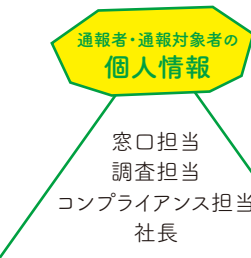
- 内部通報制度の仕組みをつくる** 上の図を参考にして通報の受付から調査・是正措置の実施および再発防止策の策定までを適切に行うための仕組みをつくりましょう。
- 通報窓口担当者および担当責任者を定める** 内部通報窓口が他の通報窓口(ハラスメント通報・相談窓口等)を兼ねることも可能です。
- 内部規程を整備して周知する** 通報対応の仕組みだけでなく、コンプライアンス経営の重要性についても周知しましょう。
- 安心して通報ができる環境を整備する** 通報者等の特定につながる情報を守秘すること、不利益取扱いの禁止など公益通報者保護についても周知徹底しましょう。
- 通報を受け付ける** 窓口・調査担当者(従事者)には公益通報者保護法第12条において、公益通報者を特定させる事項について守秘義務があります。
- 調査をする** 通報の受領、調査開始および調査結果、是正結果などの進捗状況をその都度、通報者に通知しましょう。
- 調査結果により是正措置を講じる** 是正措置等が適切に機能しているかフォローアップも欠かせません。

公益通報者保護のポイント!



通報者や調査協力者等の匿名性の確保には十分に配慮しましょう!

ポイント1 秘密保持の徹底



「興味本位で通報者が誰なのか詮索してはいけない」ということを明確に定めておきましょう。

情報共有の範囲は最小限に!

ポイント2 不利益取扱いの禁止

不利益な取扱いとは

- × 退職願提出の強要
- × 降格
- × 不当な配置転換
- × 減給
- × 嫌がらせ
- × ハラスメント など

- ・内部通報者に対して、不利益を行った者は、適切な懲戒処分を行う
- ・不利益な取扱いが起きてしまった場合には、経営幹部が責任をもって救済・回復の措置をとる



これらの取り決めに明確に内部規程等で定めておきましょう。

公益通報者保護法に基づく指針および解説を参考にしよう!

消費者庁HP [公益通報者保護法と制度の概要]

- ▶ 公益通報者保護法の一部を改正する法律(令和2年法律第51号)
- ▶ 公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(令和3年内閣府告示第118号)
- ▶ 公益通報者保護法に基づく指針(令和3年内閣府告示第118号)の解説